

第3回

新 城 市 農 業 委 員 会 会 議 録

新 城 市 農 業 委 員 会

第3回新城市農業委員会会議録

令和2年12月23日(水)午後2時00分 新城市役所 4階 会議室4-2、4-3に招集した。

1 出席委員は次のとおりである。

議席1番 河合勝正	議席2番 生田智美	議席3番 鈴木康治
議席4番 早川善夫	議席5番 原田昌代	議席6番 武川喜久
議席7番 新川孝夫	議席8番 細田忠士郎	議席9番 清水忠雄
議席10番 荻野紀子	議席11番 石野泰志	議席12番 小山嘉之

1 本会の事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	安藤映臣		
書記	長谷川敬祐	竹内克典	本郷ゆかり
	丸山尚也	渡邊昭治	

午後2時00分 開会

議 長	ただいまの出席委員は12人中12名です。 定足数に達しておりますので第3回新城市農業委員会総会を開会します。
議 長	日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。 (異議なし) 異議ないものと認め指名いたします。 農業委員4番 農業委員5番 お願いします。
議 長	それでは日程第2の議案の審議に入ります。 始めに、第8号議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、第8号議案について説明いたします。 議案書2ページをご覧ください。所有権移転が4件です。 お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。 それでは、3ページをご覧ください。 申請番号 1番 こちらの案件は、譲受人は経営規模拡大のため売買により所有権移転するものです。譲渡人は高齢及び体調不良により農地の管理ができないため譲り渡すもので、矢部公民館の北西約160mにある農地です。 申請地は譲受人の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。 農業従事者は、譲受人と妻がおり、農作業歴は譲受人が40年、妻が30年、農作業に必要な農機具を所有しています。 譲受人の年間従事日数が100日、妻が100日あり、必要な農作業従事をしています。 現経営面積は1,815㎡あり、申請地を取得することにより新城地区の下限面積を超えることとなります。 権利取得後は、蔬菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上のことから、許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。 申請番号2番 こちらの案件は、譲受人は、譲渡人が遠方在住で申請地を維持管理していくことが困難であるため、自宅からも近く耕作に適しているため申請するもので、鳳来総合支所から北東へ約300mにある農地です。 申請地は譲受人の自宅から徒歩5分の距離にあり、通作に問題はありません。 農業従事者は、譲受人と父がおり、農作業歴は譲受人が16年、父が30年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。 譲受人の年間従事予定日数が100日、父が200日あり必要な農作業従事をしています。 現経営面積は3,881㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。 権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上のことから、許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

	<p>申請番号 3 番。</p> <p>こちらの案件は、譲受人は、譲渡人が申請地の維持管理が困難であると聞き、隣接地に自己所有の耕作地があることにより管理していくのに都合が良く、規模拡大のため申請するもので、竹ノ輪公民館から北東へ約 7 6 0 m にある農地です。</p> <p>申請地は譲受人の自宅から車で 5 分の距離にあり、通作に問題はありません。</p> <p>農業従事者は、譲受人と父母がおり、農作業歴は譲受人が 2 5 年、父が 5 2 年、母が 5 2 年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。</p> <p>譲受人の年間従事予定日数が 1 0 0 日、父が 2 0 0 日、母が 6 0 日あり、必要な農作業従事をしています。</p> <p>現経営面積は 1 7, 0 3 8 m²あり、鳳来地区の下限面積を超えています。</p> <p>取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p> <p>以上のことから、許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>申請番号 4 番。</p> <p>こちらの案件は、譲渡人は高齢と病気により農地の管理ができず、今般譲受人へ依頼し、譲受人は経営規模拡大のため譲渡を承諾するものです。作手郵便局から南東約 2, 0 0 0 m にある農地です。</p> <p>申請地は譲受人の自宅から徒歩で 2 分の距離にあり、通作に問題はありません。</p> <p>農業従事者は、譲受人と妻がおり、農作業に必要な農機具を所有しています。</p> <p>譲受人の年間従事日数は 1 2 0 日、妻が 6 0 日あり、必要な農作業に従事しています。</p> <p>取得後の経営面積は 1 0, 4 4 9 m²であり、作手地区の下限面積を超えています。</p> <p>権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p> <p>以上のことから、許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>以上、申請番号 1 番から 4 番について、許可することを原案といたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
農業委員 9 番	<p>農地法 3 条の案件は、以前は許可申請書の写しや資料が添付されていて、それを見て議論するという形だったと思いますが、今は議案の紙 1 枚になったのはどうしてですか。</p>
事務局	<p>総会については、従前よりこの形で行っております。</p> <p>案件については、各地区の事前審査会の時に各地区の委員さんに書類等を見ていただいて、それを踏まえて総会に臨んでいただいています。</p> <p>今回の議事進行の中でも、議長が「担当地区委員の補足説明はありますか。」と言われますが、事前審査会で聞き取ったこと等を踏まえて、補足等がある場合はその場で発言していただくという形になっております。</p>
農業委員 9 番	<p>各地区の委員がやるという方針は、いつ決めたのですか。</p> <p>この議案を見てどうやって審議したらいいのか教えてください。</p>
議 長	<p>事前審査会の中でよく検討いただいて、難しい案件については総会の場で地元の委員さんから補足をいただくという手順でやっていますが、確かに農業委員 9 番が言われるように、細かい資料があった方が議論はしやすいし、分かりやすいと思いますので、必要であれば次回以降</p>

事務局	資料の添付は可能でしょうか。 どういった形がよいか、農業委員さんの意見を聞きながら、事務局内で検討してお示していききたいと思います。
議長	その他、ご発言ありません。採決を採りたいと思います。
議長	第8号議案について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め第8号議案は原案のとおり決定いたします。
議長	次に第9号議案の農地法第4条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	第9号議案について説明させていただきます。議案書4ページをご覧ください。 転用1件です。議案書5ページをご覧ください。 申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について、申請人は、申請地近隣に暮らし、農業に従事していますが、自身も水稻を生産しながら発電事業を行いたいと思い、営農型発電設備の支柱を平成27年1月に一時転用の許可を受けて設置しています。営農型発電は、一時転用の許可であり、一時転用期間は3年が限度であるため3年ごとに許可の取りなおしが必要となるため平成30年1月に再度許可を受けましたが令和3年1月に期間が満了することから、このたび再度申請するものです。 農地区分は、現地確認等の結果、農用地区域内にある農地に該当し、農振農用地と判断しました。 一時的な利用に供するために行うもので利用目的を達成する上で必要があるものであり、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないものですので、農振農用地の転用許可基準を満たしているものと考えます。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画通りの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。 以上、第9号議案1件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 第9号議案の説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
農業委員9番	地域住民の賛成は得ているのですか。
事務局	申請地の存在する農地及び隣接する農地に影響を及ぼさないよう説明をして、承諾を得ているようです。
議長	その他ご発言ありません。採決を採りたいと思います。

議 長	第9号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、第9号議案は原案のとおり決定いたします。
議 長	次に第10号議案の農地法第5条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>第10号議案について説明させていただきます。議案書6ページをご覧ください。 所有権移転10件、賃借権設定1件です。 議案書7ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について譲受人は、申請地隣接地にて妻と暮らしていますが、現在の住宅敷地は、所有する車両を駐車する場所が確保できておらず、また子の家族が週替わりで様子を見に来てくれる際の車両を停める場所もなく、駐車場として申請地を譲り受けるものです。3年前より駐車場として利用していたことの始末書が添付されています。 農地区分は、現地確認等の結果、申請地はJR鳥居駅の北西約330mに位置し、駅より概ね500m以内の区域にある農地に該当するため、2種農地と判断しました。 集落に接続して設置される申請地周辺居住者の日常生活上必要な施設ですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。 次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、駐車場としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について譲受人は市内にて家族2人で暮らしていますが、住宅が老朽化したため建て替えを検討していたが、敷地が狭小なうえ建築に適していない状態のため申請地を譲り受け住宅を建築するものです。 農地区分は、現地確認等の結果、申請地はJR新城駅の北西約470mに位置し、駅より概ね500m以内の区域にある農地に該当するため、2種農地と判断しました。 集落に接続して設置される住宅ですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額、自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>申請番号3番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について、申請番号2番の案件と関連があり、申請地を道路からの通路として利用することで利便性を確保するとともに敷地の整形を図るため、譲渡人より進入路として持ち分を2分の1譲り受けるものです。 農地区分は、現地確認等の結果、申請地はJR新城駅の北西約470mに位置し、駅より概ね500m以内の区域にある農地に該当するため、2種農地と判断しました。 集落に接続して設置される申請地周辺居住者の日常生活上必要な施設ですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額、自己資金でまかなう計画で、事前調査等の</p>

結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

議案書8ページをご覧ください。

申請番号4番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について譲受人は申請地東側の住宅にて暮らしていますが、建物等で駐車場が確保できないため、申請地を駐車場として譲り受けるものです。

農地区分は、現地確認等の結果、申請地はJR新城駅の北西約470mに位置し、駅より概ね500m以内の区域にある農地に該当するため、2種農地と判断しました。

集落に接続して設置される申請地周辺居住者の日常生活上必要な施設ですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額、自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号5番。申請者、申請地記載のとおり。

転用面積が3,000㎡以上のため、愛知県農業会議の諮問案件であります。別添図面第10号議案番号5に土地利用計画図を添付してあります。

この案件について譲受人は、岐阜県にて自動車販売及び修理業を営んでおり、近年より太陽光発電設備の発電及び売電事業を始め、規模拡大のため申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。

周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号6番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について譲受人は、三重県にてエネルギー事業を営んでおり、再生可能エネルギー普及のため、申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。

周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

議案書9ページをご覧ください。

申請番号7番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について譲受人は、名古屋市にてエネルギー事業を営んでおり、再生可能エネルギー普及のため、申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。

周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のもので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号8番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について譲受人は、名古屋市にてエネルギー事業を営んでおり、再生可能エネルギー普及のため、申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。

周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のもので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号9番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について、譲受人は、現在新城市の大野地区に在住しており、子供の成長とともに家が手狭となり自分たちの住宅を持ちたいことから、家族と話し合い知人等から情報を得て申請地に住宅を建てることで譲渡人から同意が得られたため申請するものです。

農地区分は、現地確認等の結果、第1種、第3種に該当しない農地に該当し2種農地と判断しました。

住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されているものに供するものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っているため、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えています。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

議案書10ページをご覧ください。

申請番号10番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について、賃借人は、市内で建設業を営んでいるが、事業拡大に伴い工事用車両の駐車スペース及び資材置場が必要となり、自宅兼事務所周辺で土地を探していたところ、賃貸人から同意を得ることができたため、申請地及び併用利用地を借り受け申請するものです。

農地区分は、現地確認等の結果、申請地は鳳来総合支所の西約450mに位置し支所より概ね500m以内の区域にある農地に該当するため、第1種、第3種に該当しない農地に該当し2種農地と判断しました。

	<p>住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っているため、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えています。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>申請番号11番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>この案件について譲受人は、刈谷市に本店を置き、県内全域を対象に太陽光発電施設を運営しており、この度事業拡大のため、申請地を太陽光発電施設とするものです。</p> <p>農地区分は、現地確認の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画通りの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、隣接地所有者等の承諾も得ており、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>以上、第10号議案11件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 第10号議案の説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
農業委員 12 番	<p>ひとつよろしいでしょうか。申請番号5番の案件について皆さんにご相談があります。 事前審査会の時に相手の方と設置業者の方が見えました。 西部では太陽光パネルの関係で川田や豊島の辺りに設置する時、特に豊島地区は低い位置にあり、豊川に接しているため水害が多いので、排水対策に十分気をつけてくださいという説明を設置業者にしていて、今回の設置業者にも排水対策として40cm～50cmくらいの側溝を掘るようお願いしました。業者側は、大雨が降っても道のところで水は止まるので側溝を掘らなくても問題ないと言うのですが、そんなことはないと思い再度お願いしましたが、なかなか聞き入れていただけない様子で、このまま許可を出すのは少し不安に感じました。</p>
議 長	<p>先ほど農業委員12番がおっしゃられたように、確かに周辺農地に支障が出るような開発行為はいかなものかと思いますので、他の委員さんにも意見を伺いたいと思います。</p>
農業委員 6 番	<p>これだけ広い面積だと、たぶん調整地が必要だと思うのですが、調整地を作るスペースはないのですか。</p>
議 長	<p>そのあたり事務局の見解はどうですか。</p>
事務局	<p>まず、調整地の関係ですが、申請書が出てくると農業委員会から各所に照会をかけます。 今回も1,000㎡以上の案件なので、土地開発行為の協議の中で開発担当を通じて開発行為について様々なことを調べているのですが、その中では調整地を作るという意見は出ていないようです。 実際どうなのかということについては、代理人を通して申請者に話をしたのですが、現場を見られた委員さんと施工業者の意見の食い違いがありまして、どういった食い違いかといいま</p>

	<p>すと、盛り土して道を作った、だけど当然上から来る水をどうにかしないといけない、なので調べてみると、道の下を通して下流域へ設置されているようであるということで、たまたま今は業者の方が言われるように色々なごみだとかが詰まっていて流れていない。その流れていない状態を見て開発業者は下にはいかないだろうと判断したのだと思います。実際によく見ると、詰まっているため水が流れていないだけだと思われ、つまり申請者とこちらで精査した結果が少し違うという状態です。そのため恐らく周辺農地に影響があるのではないかと判断されるのもやむを得ないことだと考えております。一方で、下に水は行かないので影響はない、もう一方では、影響があるということになるので、例えば過去にもありましたが、この案件については、継続審議という形を取って次の総会までに申請者を呼んで改めて現地確認等を行った上で判断するという選択肢もあります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局からの説明にもありましたように、このような難しい案件については、継続審議という方法もありますが、いかがでしょうか。</p> <p>(継続審議とすることに賛成の声あり)</p>
議 長	<p>継続審議のほうが良いとの意見がありましたので、この案件については継続審議とさせていただきます。</p>
議 長	<p>その他ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議 長	<p>第10号議案の番号5番については継続審議ということで、番号5番以外について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第10号議案の番号5番以外については原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に第11号議案の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用集積計画案について上程します。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第11号議案について説明させていただきます。</p> <p>議案書11ページをご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。</p> <p>使用貸借権設定117件、246,077㎡</p> <p>賃借権設定69件、224,619㎡</p> <p>所有権移転2件、5,997㎡</p> <p>合計188件、476,693㎡ であり、</p> <p>内、新規設定75件、継続設定 113件 です。</p> <p>議案書12ページをご覧ください。</p> <p>利用権の契約期間につきましては開始日が1月1日のものが全体のなかでも一番多く、今月も開始日が1月1日のものの件数が非常に多くなっていますので、この議案につきましては2ページ分を1ページに印刷させていただきましたことをご了解ください。</p> <p>また、通常は新規設定についての説明を行いますが、時間の都合もありますので、まとめて説明させていただきます。</p> <p>では議案書の、申請番号1番～42番につきましては、土地所有者と耕作者が直接契約を結</p>

ぶ案件であります。

新規に農地の賃貸借を契約するものが1番から16ページの12番まで、12件、面積の合計は32,995㎡です。

従来の契約期間が満了するため貸借を継続する更新案件が13ページの13番から14ページの42番まで、30件、面積の合計は54,041㎡です。

43番からは愛知県農業振興基金（農地中間管理機構）が地主から農地を借りてから、耕作者へ貸し出す農地中間管理事業による転貸の案件です。昨年度までは農林業公社しんしろにて行われていました農地利用円滑化事業が、制度改正により、今年度より農地中間管理事業へ変更されたため、円滑化事業の更新も全て新規案件となりますので、円滑化事業の更新のものは、新規更新の別の欄にカッコで更新と記載しています。

議案書、43番からは今回、新規に契約する案件で、

43番から16ページの58番が新城地区の案件で、16件、面積の合計は27,155㎡です。

59番から17ページの69番が作手地区の案件で、11件、面積の合計は20,654㎡です。

鳳来地区の新規案件はありません。合計27件、面積の合計は47,809㎡です。

次に70番からは、新城千郷にある吉水地区にて、地区の農地を今後どのように管理していくのか、誰が耕作していくのかという話し合いの結果に基づき設定される案件です。

70番から21ページの104番まで、35件、面積の合計は93,086㎡です。

次に105番からは、円滑化事業での従来の契約期間が満了するため、農地中間管理事業に切り替えて貸借を継続する案件です。

105番から28ページの165番が新城地区の案件で、61件、面積の合計は146,107㎡です。

166番から32ページの186番が作手地区の案件で、21件、面積の合計は96,658㎡です。

鳳来地区の更新案件はありません。合計、82件、242,765㎡です。

次に187番、188番は、農林業公社しんしろが行う農地所有者代理事業による所有権移転の案件で、要件に合致した場合には、公社が農業者に代行して手続を行います。要件としては、市の基本計画である農業生産の基礎となる優良農地の確保や、効率的かつ安定的な農業経営体の育成や強化、及び権利設定後に備える要件として耕作等の事業に供すべき農用地の全てについて耕作を行う事、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事するであり、また所有権移転に関しては農地の集団化を図るために必要な場合に地域の農業者との連携が図られていることなど特別な事情がある場合に限られています。

今回は2件ありまして、

作手清岳地内の田4筆5,997㎡を所有権移転し、水稻の作付けをします。

以上、番号1番から188番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、第11号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。

議 長	<p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p> <p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入りますが、本議案の番号7番、14番、142番から144番について、農業委員8番、農業委員7番、農業委員12番が「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限を受けますので、番号7番、14番、142番から144番以外について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>その他ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p>
農業委員9番	<p>この表の見方をかいつまんで説明していただけませんか。</p>
事務局	<p>はい。申請番号1番を例に説明すると、一番左側にあります「利用権の設定を受ける者」というのが借り手で、「利用権を設定する者」というのが貸し手、つまり農地の所有者です。その隣にあります、「利用権を設定する土地」というところは、今回の申請地の地番、地目、面積が記載されており、新規というのは賃貸借今回初めて設定するということです。さらにその隣が契約期間3年間、作付けする作物、この案件については使用貸借権の設定ということで、賃料と支払方法のところには横線が入っています。「借り手の経営面積」というところには、借り手の方の現在の耕作面積が記載されています。</p>
農業委員9番	<p>番号43番はどういう貸借の仕方なのですか。</p>
事務局	<p>地主の農地を愛知県農業振興基金というところが一度借り受けて、その借り受けた農地を耕作者に貸し出すというような形になっております。</p>
農業委員9番	<p>なぜそのような仕組みになっているのですか。</p>
事務局	<p>貸し手と借り手の間に農業振興基金を挟むことで、メリットとしては個人個人で契約しなくても、愛知県農業振興基金と一括で契約ができるということや、書類の作成や賃借料の支払の簡略化等があります。</p>
農業委員9番	<p>農業振興基金というところが入っていない案件については、話し合いが上手くいかなかったということですか。</p>
事務局	<p>基本的には個人個人の土地ですので、個人個人で契約しても、農業振興基金を通じて契約をしてもどちらでもよいです。中には、1つの田んぼを貸し借りするのに、わざわざ基金を通さなくてもよいという方も見えますし、たくさん所有者から借りて作っている人は、農業振興基金と一括で契約したいという方も見えます。</p>
農業委員9番	<p>新城市としては、どちらの契約方法でもよいというスタンスなんですか。</p> <p>できれば、この農業振興基金というところに入れて農地の集約化や事務の簡素化だとかを目指すべきだということなのか、現時点ではそこまでいかないから、こういうメリットを活かしつつやっつけいこうという姿勢なのか。</p>
事務局	<p>市の基本計画としましては、なるべく集約化して大きな農家さんにまとめて効率良くやっていくというのがスタンスになりますので、農地中間管理事業の利用を推進していく立場であります。ただ、契約についてはそれぞれの自由ですので、相対で希望される方を阻むものではございません。</p>

議 長	<p>その他、ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 番号7番、14番、142番から144番以外について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第11号議案の番号7番、14番、142番から144番以外については原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、番号7番になります。ここで農業委員8番には、一時退室をお願いします。 (農業委員8番退室)</p>
議 長	<p>それでは、番号7番について発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 番号7番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第11号議案の番号7番については原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>事務局は農業委員8番を入室させてください。 (農業委員8番入室・着席)</p>
議 長	<p>続いて、番号14番になります。農業委員7番には、一時退室をお願いします。 (農業委員7番退室)</p>
議 長	<p>それでは、番号14番について発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 番号14番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第11号議案の番号14番については原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>事務局は農業委員7番を入室させてください。 (農業委員7番入室・着席)</p>
議 長	<p>続いて、番号142番から144番になります。ここで農業委員12番には、一時退室をお願いします。 (農業委員12番退室)</p>
議 長	<p>それでは、番号142番から144番について発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 番号142番から144番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>

議 長	賛成多数と認め、第11号議案の番号142番から144番については原案のとおり決定いたします。
議 長	事務局は農業委員12番を入室させてください。 (農業委員12番入室・着席)
議 長	次に第12号議案の農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2による農業振興地域整備計画に対する意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは12号議案についてご説明いたします。
	議案書33ページをお開きください。農用地除外が6件、用途区分変更が1件です。 34ページをご覧ください。別添の農用地区の位置図ともあわせて説明させていただきます。
	番号1番、別添図版は2ページからになります。 申出者申出地記載のとおり。この案件は、川田字吉水地内に土地改良碑を設置するため除外するものです。
	申出者の亡父は当該工区の土地改良事業の工区長でしたが、事業完了後工区の強い意向により当初予定には無かった土地改良碑を建てることとなり、地権者同意の上で申出地に碑を設置し、その際地権者とは将来的に所有権移転をする契約を交わしました。その後申出者の父である工区長及び土地所有者自身も亡くなり、土地所有者の財産管理人の依頼により、当時の契約に基づき相続人である申出者が時効取得により所有権を取得しました。今般、法手続を適正に行い違反転用状態を解消したいため、申し出るものです。
	土地選定については、事業実施地域の中には適地が無く、道路敷地への移転も検討したが道路安全対策の面から問題があることと、工区は既に解散しており移転の費用も捻出できません。周辺農地への影響もないことから、当該地を選定したことをやむを得ないものと認められます。なお、土地改良碑は除外後は新城市土地改良区に無償譲渡されると聞いております。
	続きまして、番号2番、別添図版8ページからになります。 申し出者申し出地記載のとおり。この案件は、上平井字大谷前地内に農家住宅を建築するため除外するものです。
	申出者は、申出地の北側の山寄りにある実家が令和元年の台風により母屋の一部が損壊して以降、市内の借家に配偶者とともに仮住まいしています。今般、娘世帯が同居して営農を補助してくれることになり、合計6名で居住できる住宅を新たに建築することとなりました。
	土地の選定については、実家は土砂災害計画区域内に指定されているため建て替えることは危険であり、自己所有地は山林以外は農用地ばかりで、給排水や既存集落内等の条件を満たすためには申出地しかありません。
	当該地は集落に接続し周辺農地への影響もないことから、当該地を選定したことはやむを得ないものと認められます。
	続きまして、番号3番、別添図版は17ページからになります。 申し出者申し出地記載のとおり。この案件は、八束穂字藤谷地内に専用住宅を建築するため除外するものです。
	申出者は市内の借家にて配偶者及び子供の4名で居住していますが、子供の成長に伴い手狭となり、新たに住宅を建築する必要性が生じました。申出者には所有地が無いため苦慮してい

たところ、父が所有する土地の提供を受けることができました。

土地の選定については、自己所有地もなく、父の所有する土地は山林と農地ばかりです。それらの農地のうち、本家周辺にある白地農地は接道がなく、また、牛舎など農業用施設に利用しているため使用が困難であります。また、1122番4については接道が無い場合、土地の形状及び利用状況上西側に隣接する申出地も進入路として使用せざるを得ません。

当該地は集落に接続し周辺農地への影響もないことから、当該地を選定したことはやむを得ないものと認められます。

続きまして、番号4番、別添図版は26ページからになります。

申し出者申し出地記載のとおり。この案件は、富岡市新田地内に分家住宅を建築するため除外するものです。

申出者は現在市外の借家に夫と子の計3名で暮らしていますが、子供の成長に伴い手狭になったことと、第二子の予定もあり住宅を建築する必要性が生じました。申出者及び配偶者ともに自己所有地もなく苦慮していたところ、申出者の母から土地の提供を受けられたため、住宅を建築することとなりました。

土地の選定については、自己所有地も無く、母所有の宅地は本家住宅のみであり、所有する農地のうち白地農地は狭小あるいは接道要件を満たすことができず、それ以外は優良農地ばかりです。

当該地は集落に接続し周辺農地への影響もないことから、当該地を選定したことはやむを得ないものと認められます。

続きまして、番号5番、別添図版は33ページからになります。

申し出者申し出地記載のとおり。この案件は、作手高里字塚前地内に資材置場及び駐車場を整備するため除外するものです。

申出者は、従前は家族経営であった事業所を令和元年に法人化しました。新城市を中心とする近隣市町を事業実施地として、私有林や国有林の立木の管理や伐採搬出等の林業経営を展開しています。

近年、林業の近代化に伴い作業機械や車両も大型化しており、業務を委託される現場も広域になり取り扱う素材数量も増加してきました。現状は各現場ごとに作業機械や車両等を設置し、資材も現地から直接搬出していますが、注文等に対応できないため資材置場と作業機械の駐車場の確保が急務となり、今般地権者の合意を得たので整備することとなりました。

土地の選定については、自己所有地は本社がある宅地のみで、面積も狭小です。市内外で候補地を選定しましたがいずれも面積が狭小あるいは地権者等の合意を得ることができませんでした。

当該地は集落に接続し周辺農地への影響もないことから、当該地を選定したことはやむを得ないものと認められます。

続きまして、番号6番、別添図版は44ページからになります。

申し出者申し出地記載のとおり。この案件は、作手中河内字下り沢地内に携帯無線基地局を設置するため除外するものです。

申出者は、電波の届かない地域（不感エリア）解消のため、携帯電話無線基地局の設置を計画しました。基地局設置については、日常生活におけるコミュニケーション手段はもとより、災害等緊急時の連絡手段として必要性が認められます。

土地の選定については、通信するための電源と光ファイバが必要になることから、既に整備されている電柱付近で、基地局のカバーエリアが最も広範囲となる場所を考慮して検討し、最終的に地権者の承諾が得られた当該地を利用することについてはやむを得ないと認められます。

	<p>続きまして、番号7番、別添図版は49ページからになります。</p> <p>申し出者申し出地記載のとおり。この案件は、豊岡宇野地地内に農業用倉庫を建築し、そのため、農用地の用途区分を農地から農業用施設用地に変更するものです。</p> <p>申出者は兼業により農業経営をしています。既存の農業用倉庫が老朽化により傾斜しており倒壊の恐れがあることと、雨漏りが激しいことにより農機具等に影響があるため、早急に建て替える必要性が生じました。なお、既存倉庫は2棟だが今回1棟に集約することにより作業の効率化を図ります。</p> <p>土地の選定理由について、当該地には以前より農業用倉庫があることと所有農地の中で基幹となる農地であり、これまでと変わらない営農状況を確保するために当該地を選んだことはやむを得ないものと認められます。</p> <p>以上、第12号議案については、除外をすることを適当とするを原案といたします。第12号議案の説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>その他ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議 長	<p>第12号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第12号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に報告事項に入ります。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案書38ページをご覧ください。</p> <p>報告第1から第5、報告案件計27について説明いたします。39ページをご覧ください。</p> <p>(議案書39ページから49ページの内容を議案書のとおり朗読)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p>
農業委員9番	<p>報告事項第1の3条の規定による届出ですが、あっせん希望がないというのは本当なんですか。遠方に住んでおられる方があっせん希望なしで本当に大丈夫なのか、それについてどう指導したのですか。</p>
事務局	<p>個別の案件になりますが、例えば1番の方ですが、この近隣に親戚の方が住んでいらっしゃるということで、実際には管理はその方がやっておられるということです。</p> <p>実際のところ、あっせん希望のありの方にチェックを入れる方はあまりいらっしゃいませんが、あっせんをするという役割は農業委員会としてはあるので、希望がある場合にはそういつ</p>

議 長	<p>た情報を集約しています。</p> <p>その他、ご意見等ないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。</p>
議 長	<p>以上をもちまして第3回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。 事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。</p> <p style="text-align: center;">午後16時00分議長は本会の閉会を宣した。</p> <p>上記会議の顛末を記載した内容に相違ないことを称するため下記に署名する</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">委 員</p> <p style="text-align: center;">委 員</p>